

商 品 概 要 説 明 書

大分県信用組合  
(令和7年4月1日現在)

1.商品名	おおいた市健康応援定期 ※取扱店舗は大分市内店舗になります。
2.販売対象	次のいずれかの方 ・大分市民で、特定健康診査を受診された方 ・後期高齢者医療被保険者(大分市民)の方で、後期高齢者の健康診査を受診された方 ・大分市が実施する各種がん検診を受診された方 ・大分県の健康アプリ「あるとつく」をダウンロードされた方 ※お預入はご本人様名義に限ります。 ※確認資料 「健康診査結果通知書類」をご提示いただきます。 がん検診受診の方は大分市が発行する健康手帳のがん検診記録の欄に受診日時が記された書類もしくは、がん検診結果通知書をご提示いただきます。 「あるとつく」をダウンロードされた場合、店頭にてアプリ画面をご提示いただきます。
3.期間	・定型方式 (単利型) 1年※元金継続および元利金継続の自動継続
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・1口10万円以上500万円以内 (新規お預入に限る。お一人様500万円以内) ・1円単位
5.払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
6.利息 (1)適用金利	・固定金利 特別優遇金利は初回満期日までの適用となります。 なお、初回満期日以降においても、上記確認資料のご提示により特別優遇金利でお預替えいただけます。但し、当初お預入・お預替え日のそれぞれ原則1年以内に健康診査を受診されていること又は、がん検診を受診されたことが証明できる確認資料のご提示が条件となります。 (ご本人様からのお申し出が必要となりますのでご注意)

<p>(2)利払頻度 (3)計算方法</p>	<p>ください) ※当組合の他の優遇金利制度との併用はできません。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・単利型は、付利単位を 1 円として預入日から満期日の前日までの日数により日割り計算をします。</p>
<p>7.手数料</p>	<p>・不要です。</p>
<p>8.付加できる 特約事項</p>	<p>・特に定めはありません。</p>
<p>9.中途解約時 の取扱い</p>	<p>・預金規定に基づき預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともにお支払いします。</p>
<p>10.利率情報の 入手方法</p>	<p>・利率は当組合ホームページに表示しています。もしくは、大分市内の各営業店の窓口でお問合せください。 ホームページアドレス：<a href="https://www.oita-kenshin.co.jp">https://www.oita-kenshin.co.jp</a></p>
<p>11.利子に対する 課税</p>	<p>・20%（国税 15%、地方税 5%）の源泉分離課税が適用されます。 ・適格の方は、マル優の取扱いができます。 ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの 25 年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。</p>
<p>12.ご意見等処 理措置・紛争 解決措置</p>	<p>・<b>ご意見等処理措置</b> ご契約内容や商品に関するご意見等は、お取引のある営業店または経営管理部お客さま相談室にお申し出ください。 【大分県信用組合経営管理部お客さま相談室】 電 話：0120-737-253（フリーダイヤル） 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および当組合の休業日は除く） 受付時間：午前 9 時～午後 5 時 なお、ご意見等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス：<a href="https://www.oita-kenshin.co.jp">https://www.oita-kenshin.co.jp</a></p> <p>・<b>紛争解決措置</b> 福岡県弁護士会紛争解決センター（天神弁護士センター：092-741-3208、北九州法律相談センター：093-561-0360、久留米センター：0942-30-0144）、または東京弁護士会紛争解決センター（03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲</p>

	<p>裁センター(03-3581-2249)で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合経営管理部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は東京の三弁護士会のいずれかにご照会ください。</p> <p><b>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</b>          受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)受付時間：午前9時～午後5時          電話：03-3567-2456          所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p>
<p>13.その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約または書替継続日の前日までの日数により解約または書替継続日の普通預金利率で計算します。</li> <li>・一顧客あたり預入限度額は500万円までです。</li> </ul>

おおいた市健康応援定期は預金保険制度の対象商品です。